

トリチウム水の海洋放出について、県民の意見を最大限に尊重しながら
慎重に決定することを求める意見書

平成30年8月30日及び31日に、富岡町、郡山市、東京都の3か所で、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業により発生する多核種除去設備等処理水の取扱いに係る公聴会が開催され、国の小委員会から、放射性物質トリチウムを含んだ水（以下「トリチウム水」という。）の処分方法として、海洋放出を始めとする5種類の処分方法検討の状況等が説明された。公聴会の発言者の意見として、「海洋放出は、本県漁業に壊滅的な打撃を与える」、「国の説明不足であり、時期尚早である」、「話題になるだけでも風評につながる」など、切実な声が上がっている。

一方で、処理水は事故後7年間で約100万トンを超え、東京電力福島第一原子力発電所の敷地内に処理水を貯蔵するタンクが増加し続けることで、今後の廃炉作業にも影響が出ることが懸念される状況である。

トリチウム水の処分については、本県の農林水産物や観光振興に対する更なる風評被害を助長しないよう、県民の理解を確実に得ながら、慎重に進めていかなければならない。

よって、国においては、トリチウム水の海洋放出について、県民の意見を最大限に尊重しながら、慎重に決定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月3日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
経 済 産 業 大 臣
復 興 大 臣
原子力規制委員会委員長
宛 て

福島県議会議長 吉 田 栄 光